

野生獣による農作物被害防止のための防護柵は、エコミュージアム等景観の観点からは好ましいものではないが、一方では被害が現実には発生し、それに対処しなければならない。

こうした中で、各種取り組みが関係部課で実施されているが、防護柵などのハードによる対策のみでなく、個体管理のあり方や緩衝地帯を設けるなど、他の施策と組み合わせ、中・長期的な視点から、関係部課による連携した取り組みが進められるよう検討されたい。

また、カワウの被害対策についても、関係部課との連携を図り、効果的な施策の推進を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部森林保全課)

野生獣による林業被害対策については、国補事業として森林環境保全整備事業の付帯施設等整備により、鳥獣害を防止するための防護柵・食害防止チューブの設置、忌避剤の撒布といった対策を進めているほか、県単独の補助事業として動物被害防除(クマ・シカ対策)事業により造林木にビニールテープを巻き付ける取り組みを実施している。

また、平成14年度からは自然環境保全課で取り組んでいるニホンジカ保護管理計画策定事業にかかる検討委員会に参加し、シカによる林業被害あるいは被害防除の実施状況等について情報提供を行い、林業被害軽減のための連携を図っているところである。

今後は、農政水産部各課等とも連携を密にし、動物被害防除に係るハード対策とソフト対策とを総合的に組み合わせ、野生獣による被害に強い森林づくりを目指した林業被害防止対策を検討していくこととする。

(琵琶湖環境部自然環境保全課、農政水産部農業経営課)

野生獣による農作物の被害対策は、野生動物の生態や被害地域の環境等を踏まえ、防除体制が必要であることから、農業技術振興センターの研究成果や全国の調査研究の情報等を活用し、個体数管理のあり方や緩衝地帯の設置等の対策を行ってきた。

また、県、市町、関係農業団体で構成する「滋賀県農作物野生獣被害防止対策連絡会議」において、野生獣の生態や行動、防除技術等についての情報提供や研修会、事例集等の手引き書やリーフレットの配付を行ってきたところであり、農業技術振興センターに滋賀県野生獣被害防止対策支援チームを設置したところである。

今後、さらに自然環境保全課、農政水産部各課等とより連携を密にし、防護柵等のハード対策とソフト対策を総合的に組み合わせ、野生獣を近づけない環境づくり等、農作物被害防止対策を検討する。

(琵琶湖環境部自然環境保全課、農政水産部水産課)

琵琶湖環境部では、竹生島においてカワウの植生被害を防ぐために、樹木へのロープ張りや、人力および爆音機による追い払い対策を実施してきた。また、平成16年度においては、ロープ張り等の追い払い対策とともにカワウの生態や行動範囲に関する科学的な知見を集積し、今後の対策の参考とするために、カワウの繁殖率調査やカワウに足輪をつけて行動を調べるバンディング調査を実施した。

一方、農政水産部でのカワウ被害対策については、漁業被害の軽減を図ることを目的に、漁場において花火や防鳥糸、銃器を用いた追い払いを実施する市町に対し補助を行うほか、カワウ繁殖期には竹生島と伊崎のコロニー(営巣地)において、集中的な銃器駆除を実施し生息数の抑制を図っている。

また、営巣地における生息状況に関する調査なども事業の効果を計りながらカワウ対策の効果的な実施に努めている。

こうした琵琶湖環境部と農政水産部の事業相互の連携を図るため、学識経験者や関係行政機関を構成メンバーとするカワウ対策連絡会議をこれまで年に2回の割合で開催し、関係部局間の連絡調整を行ってきたところであり、平成16年度からは、竹生島および伊崎のコロニーでの銃器駆除を効果的に実施するためのカワウ対策検討会を漁業関係者の参加も得て新たに設置し、さらにこれら両会議を合同で開催することにより関係者間の連携強化を図っている。

なお、昨年度の調査では県内に約4万羽のカワウが生息していることが明らかとなり、さらなる対策が必要となったことから、平成17年度からは、カワウの巣の中の卵に石けん

液を散布することによりカワウの繁殖を抑制する取組を琵琶湖環境部において本格的に実施することとし、農政水産部が実施する銃器による駆除対策とさらに連携をとりつつ、カワウの個体数調整を図ることとしている。

また、年間を通じたカワウの行動圏は県域を越えて極めて広範囲にわたることから、より効果的な対策を検討するための中部・近畿カワウ広域協議会(仮称)を国と協働して立ち上げる予定となっており、この会議にも琵琶湖環境部と農政水産部の担当者が参加することとし、こうした広域的な対策検討も併せながらカワウ対策を進めていくこととしている。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	
○各種公共工事について	
<p>各種公共工事について、本県の厳しい財政状況を見据えれば、限られた資源の中での公共事業の実施には効果的な投資が求められる。事業計画段階で見込まれた実施効果などをあらかじめ県民に周知するとともに、事業実施後には、実施効果を検証することと併せて、公共事業への投資に対する効果を県民の目に見える形で示すことができるよう検討されたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(琵琶湖環境部下水道建設課)</p> <p>当課が所管する流域下水道建設事業はその完成までに長期間を要する事業であるため、平成10年度に「滋賀県建設省所管公共事業評価監視委員会」による再評価を受けた。また、事業継続中は10年ごとに再評価を実施する。</p> <p>下水道事業の効果については下水処理人口普及率、都市浸水対策達成率等と共に下水道整備に伴って改善される河川の水質等をホームページに掲載するなど県民への周知を図る。</p> <p>(農政水産部耕地課、農村振興課)</p> <p>農業農村整備事業のうち、土地改良法に基づく土地改良事業については、すでに事業計画段階において実施効果を含む計画書の公告縦覧を実施しているところである。</p> <p>その他の農業農村整備事業にかかる事業計画段階における実施効果については、農林水産省と協議、調整を図りつつ、公表に向けた検討を行っていくこととする。</p> <p>また、農業農村整備事業にかかる事業実施後の実施効果の検証や公表についても、農林水産省と協議、調整を図りつつ、実施に向けた検討を行っていくこととする。</p>	

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
監査の意見	
○債権管理について	
<p>各種貸付金において、償還金等の収入未済が生じている。償還の義務は果たされるべきであり、安易に不納欠損等の処理が認められるものではなく、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>なお、償還金の中には徴収事務委託先等を通じその償還を求めているものもあるが、未納の状態が続く中では、間接的な債権管理ではなく、県が責任を持ち、直接管理するなどの方策を検討されたい。</p> <p>また、貸付にあたっては厳格な審査を行い、十分な担保措置を講じるとともに、連帯保証人については、有効な制度として活用できるよう、その運用に留意されたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(琵琶湖環境部林務緑政課)</p> <p>林業改善資金貸付金の収入未済については、従来より徴収事務委託機関とも連携を図りながら、督促等、県が直接債権管理を行っているところであり、引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>また、貸付要領の改正を平成16年3月および6月に行い、貸付の認定基準や審査にあたっての必要書類を追加するなどした。これにより、借入者の償還能力や連帯保証人の保証能力等について、より一層厳格な審査を行うこととした。</p>	

(健康福祉部健康福祉政策課)

介護福祉士等修学資金貸付金は、介護等にかかる専門的な知識・技術を有する人材を確保し、在宅や施設における福祉の充実と強化を図るため、将来県内において介護福祉士としてその業務に従事しようとする者に修学資金を貸与している。

収入未済については、これまでも、文書、電話、家庭訪問等による返還督促を重ねて行い、平成15年度には一部返還も行われたところである。今後も家庭訪問等の頻度を増やすなど、納入義務者に対し、ねばり強く返還指導を行い、早期完納に努める。

(健康福祉部元気長寿福祉課)

老人向住宅増改築資金貸付金については、平成6年度末をもって貸付を終了しており、長期滞納者への償還指導については県および関係の市町社会福祉協議会の協力が必要であることから、県社会福祉協議会に委託して実施しているところである。

今後とも、県および市町社会福祉協議会の協力を得ながら償還指導を行うとともに、必要に応じて、県から関係の市町社会福祉協議会や借受人宅へ直接出向き、実情の把握や償還指導を行うなど、継続的な償還指導を行い、収入未済の早期解消に努めていく。

(健康福祉部障害者自立支援課)

健康福祉貸付金元利収入(障害者向け住宅資金)の未収金2,077,485円について、納入指導に努めた結果、平成17年3月末現在、長期収納未済者より、のべ6回、計60,000円を収納した。

昭和50年度に開始した当貸付金制度は、平成6年度に廃止となり、以降は新たな貸付はおこなっていないが、未収金については今後とも鋭意回収に努めることとする。

(健康福祉部子ども家庭課)

平成11年度より償還促進専門の相談員を1名配置し、平成15年度からは償還促進専門の母子自立支援員を2名配置(児童家庭課および湖東地域振興局)し、各市福祉事務所や地域振興局の母子自立支援員等と連携を図りながら、滞納者宅を訪問し、強力に償還指導を行った。

また、従来から、長期滞納者の保証人に対しては、催告書の送付や訪問指導を行う等、償還を求めてきたが、滞納の長期化を防止するため、初期滞納時においても保証人に対し償還指導を実施することとした。

(健康福祉部医務薬務課)

看護職員修学資金等については、返還者に対して電話等により現況を把握したうえで、貸付制度に沿って無理な返還計画とならないように適正な返還方法を指導し、確実に償還するように返還者への接触指導に努めた。毎月の新たな未納者に対して電話督促を行い、早期の納入を促し長期未納を防ぎ、長期の未納者に対しては、本人への定期的な連絡、本人の自宅や勤務先、保証人への電話による催促や、督促状送付時に未納金額一覧表を併せて送付する等、督促方法を工夫し、効果的な未納金の納入促進に努めた。

なお、平成14年度まで行ってきた看護職員修学資金等事務委託については、平成15年度より医務薬務課において業務の一元化を図ったところである。

今後とも、債権管理事務の一層の効率化と、未納解消に努める。

(農政水産部農政課)

農政課で所管している農業関係資金において、平成16年度末で収入未済となっているものは2件(借入者2名)である。この2名に対しては借入者本人はもとより連帯保証人に対しても電話および直接訪問、あるいは地域振興局からの経営改善指導などを通じた収納の促進を求めているが、収納には結びついていない。

今後は、従来の督促を続けながらも、弁護士への相談を踏まえたうえで法的な請求措置を講じていきたい。

また、新規貸し付けについては、事業計画や償還計画などの審査を、現行よりも厳格にするとともに、滋賀県農業信用保証協会の債務保証の活用を勧めることにより運用していきたいと考えている。

(農政水産部水産課)

収入未済の債権管理については、債務者の業況把握などを行うとともに、償還義務の履行を促してきた。また、徴収事務委託先の農林中央金庫大阪支店を通じて償還を求めている一方、県としても直接債務者等に書面、電話、訪問による督促を実施し債権管理を図つ

てきた。

今後も、貸付審査を引き続き厳正に行い、連帯保証人に対しても、訪問による督促等を行い、代位弁済および債務者に対する納入指導を図るとともに、未納の早期解消に努める。

(教育委員会事務局学校教育課)

収納促進については、従来から行っている電話、手紙以外にも家庭訪問等を行うことでねばり強く督促を重ねてきた。その結果、債務者から747,900円の回収を図ることができた。また、連帯保証人についても、同様に家庭訪問等を行ってきた。

今後も訪問などによる督促を強化して、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時に奨学生に対して卒業後に返還の義務があることの周知を図り、新たな収入未済の発生防止に努める。

(教育委員会事務局人権教育課)

償還に際しては、個々の債務者の実情に合わせた償還計画を作成するとともに、納入義務者や連帯保証人に対しては文書により督促を行うなど適切な債権管理に努めた。

また、本貸付金は地域改善対策事業の経過措置事業であり、制度の周知や申請書類の受付等を依頼している関係市町教育委員会に対して、債務者の実情を把握したきめ細かい返還指導を引き続き要請した。

なお、本貸付金は原則として平成16年度末をもって貸し付けが終了した。今後は、収納の促進が図られるよう粘り強く督促していくとともに、返還免除手続きを進めるなど適正な債権管理に一層努めていきたい。

監査結果報告年月日	平成16年12月2日
-----------	------------

監 査 の 意 見

○文化財の活用について

本県は、文化的、歴史的な遺産に恵まれて、有形文化財数が全国で4番目に多く、文化財を守り育てる意識の向上を図ることが大切である。

社寺等の建造物、伝統行事やまつりなどを、学校教育の中で、子供たちが文化財に親しみ、郷土に誇りを持つ取り組みを推進されるとともに、県内外への発信に努め、観光資源としても活用を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(教育委員会事務局学校教育課)

文化財の活用については、学習指導要領において「現在に伝わる文化遺産をその時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。」としており、具体的には歴史の学習で比叡山延暦寺や彦根城などの文化遺産や滋賀県に残る文化財を教材として取り上げることで、その時代の考え方や生き方、生活の様子を知り、現在との結びつきについて考えるように指導しているところである。また、湖国にある数々のものや文化財等を通して、「感動や驚き」、「美しさ」、「先人の工夫との出会い」に児童・生徒が興味・関心・意欲を持てるように、平成15年度において「郷土の文化」学習ガイド＝もの編＝を作成し、小中学校の「総合的な学習の時間」等において活用されているところである。

今後も優れた文化財を生み出した先人の素晴らしさについて学ぶことで、地域の良さや伝統を大切にすることを育てることや、滋賀の持つ文化的な良さを活かした学校教育を推進する。

(教育委員会事務局文化財保護課)

学校教育との連携については、児童・生徒が文化財と身近に接し、親しむ機会の拡充を図るために、所有者や地元教育委員会等と協力して、小学校の総合学習の体験学習の中で、建造物保存修理現場の見学会や埋蔵文化財出前授業などを実施している。加えて、文化財学習シート(データ)を作成し、学校教育への素材提供にも努めている。また、安土城考古博物館においては、博・学連携事業として、学校関係体験学習事業や子ども考古学教室を実施している。

観光との連携については、平成15年度以降、地域に所在する埋蔵文化財をテーマで結び、これを周知することにより、文化財の所在する地域の歴史や特色を紹介、解説する埋蔵文化財活用促進事業に取り組んでいるが、17年度においては、県市の観光部門と協働